

相談援助業務に従事する者 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

生活相談員	特定施設入居者生活介護
生活相談員	地域密着型特定施設入居者生活介護
生活相談員	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
生活相談員	介護老人福祉施設
支援相談員	介護老人保健施設
生活相談員	介護予防特定施設入居者生活介護
相談支援専門員	計画相談支援
相談支援専門員	障害児相談支援
主任相談支援員	生活困窮者自立相談支援事業

※平成27年度から受験要件等が見直されました。

経過措置は平成29年度で終了しました。

新受験資格の詳細は、受験申込要領をご参照ください。